

ホームページ・バナー広告掲載要領

一般社団法人 建築設備技術者協会

一般社団法人 建築設備技術者協会（以下「甲」という。）及びホームページ・バナー広告申込者（以下「乙」という。）は、ホームページ・バナー広告の掲載にあたり、下記事項を遵守するものとする。

1. 広告内容等

ホームページに掲載するバナー広告スペースの場所、広告掲載期間、広告掲載料、広告掲載有資格者等は、「ホームページ・バナー広告の概要」（以下「概要」という。）に定めるとおりとする。

2. 広告原稿の送付

乙は、広告の原稿を、概要に記載のとおり所定の仕様で製作し、入稿期限までに、電子メール又は郵送で甲に送付するものとする。また、乙はバナー広告のリンク先等を変更する場合は、甲に速やかに申し出るものとする。

3. 広告掲載料の支払い

(1) 甲は、バナー広告掲載料について、掲載決定後、遅滞なく乙に対し、申込書に記載される掲載料金に消費税相当額を加算した額（以下「契約金額」という。）にかかる請求書を発行するものとする。

(2) 乙は、甲から請求書受領後30日以内に別途甲が指定する銀行口座に契約金額を振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

4. 広告内容

(1) 乙は、広告の内容について、概要の「バナー広告掲載注意事項」の記載事項を遵守するものとする。

(2) 広告の内容に対する責任は、乙が負うものとし、広告の内容に関して第三者から訂正依頼、クレーム、異議又は損害賠償の請求が提起された場合、乙は、これらに対して自己の費用と責任を持って解決することとし、甲に対して一切迷惑をかけてはならないものとする。

5. 掲載の中断等

甲は、甲のホームページ又はバナー広告を掲載するためのシステムの緊急保守、更改、障害、火災、停電、天災等の事由により必要な場合、乙に事前に通知することなく一時的に広告掲載の全部又は一部を中断することができるものとする。なお、この場合、甲は可及的速やかに再開するよう努めるものとする。

6. 掲載期間の更新・延長

乙は、バナー広告掲載を更新・延長する時は、掲載期限の1箇月前までに甲に申し出るものとする。また、バナー広告掲載期間終了にあたり、乙から延長の申し出がない場合は、甲は速やかにバナーの掲載を取り止めるものとする。

7. その他 本要領に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して対処するものとする。